



令和5年度第1回神奈川県在宅医療推進協議会リハビリテーション部会
資料3

報告：神奈川県在宅医療推進協議会地域リハビリテーション部会設置要綱改正について

神奈川県 健康医療局 保健医療部 医療課
令和5年9月19日

リハビリテーション部会設置要綱の改正について

リハビリテーション部会設置要綱

第1条 この要綱は、神奈川県在宅医療推進協議会設置要綱第6条の規定に基づき、神奈川県在宅医療推進協議会リハビリテーション部会（以下「リハビリテーション部会」という。）の設置等に関して、必要な事項を定めるとする。

改正前

（構成）

第4条 リハビリテーション部会の委員は、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体・機関及び行政機関の関係者等のうちから選定する。

2 委員の任期は**令和5年3月31日**までとする。ただし、再任を妨げない。

改正後

（構成）

第4条 リハビリテーション部会の委員は、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体・機関及び行政機関の関係者等のうちから選定する。

2 委員の任期は**2年**までとする。ただし、再任を妨げない。

⇒委員の任期が満了を迎えたため、委員の任期を改正するため。

以上です。